

平成 28 年(ワ)第 129 号 損害賠償請求事件

原告 山下正寿 外 44 名

被告 国

## 原告ら第 5 準備書面

高知地方裁判所 御中

平成 28 年 11 月 4 日

原告ら訴訟代理人弁護士 梶原守光

同 弁護士 南 拓人

原告らは、以下のとおり主張を補充する。

### 第1. 情報公開法施行以前における、被告の行政文書開示義務について

1. 日本国憲法の国民主権に基づく、「国民の知る権利」「国民に対する説明責任」が発生していた。
2. 情報公開法制定前においても、国、高知県、高知市の行政対応を調査した結果、組織としての統一方針はなかったが、それぞれの担当部署の裁量判断で処理していたとのことであり、行政文書の開示は、適宜行われていた。

従って、憲法秩序の下における慣行(慣習)に基づく慣習法または、条理に基づく行政文書開示義務があった。

### 第2. 山原議員の国会質問に対する政府対応と、原告らの権利侵害との関係

山原質問に対する政府答弁は、原告ら漁業者の被災資料の存在を知っておりながら、日米政治決着に縛られ、故意に関係資料を隠したため(違法行為)、原告ら被災漁業者は、自分が被災しているのかどうか、どの程度被災し、健康を害しているのか分からず、かつ損害賠償や損害補償を求める根拠資料がないため、その権利行使を不能に追い込まれた。その結果、その後その権利は時効により消滅させられた。

### 第3. 被災者自身が行政文書の開示請求をした事実の有無について

1. 昭和 61 年 1 月には、萩野郷一国会議員に、ビキニ調査団に被災漁業者も加わって、ビキニ被災の実態を訴え、議会質問を要請したり、平成 16 年にも塚地県会議員にも要請して質問を行ってもらったが、政府の対応は、ビキニ被災問題は解決済みとのことで、何の前進もなかった。
2. 昭和 63 年 5 月 11 日に「ビキニ被災船員の会」が結成された(会長 第 11 富佐丸の稲妻昂)。この会は、被災漁船員を中心に 26 名で出発し、平成 2 年には高知県との集団交渉を行い、被災者の定期検診や、被災実態の調査等の要求交渉を行った。
3. 昭和 61 年 8 月には、高知県議会の応接室で、調査団のメンバーと被災漁船員とが、高知県保健環境部長(松尾氏)等に対して、政府は被災資料を出さないが、国と県の行政機関の間で資料の提出を働きかけてくれと要請した。しかし、その結果は、やはり資料はないとの回答であったとの返事をもらただけで終わった。
4. このビキニ資料の開示については、昭和 61 年 3 月の山原質問への答弁で、もはや資料の出る可能性はないという空気となり、被災漁業者も諦めた状況で、それ以上あまり開示要求はなかった。

### 第4. 被災者らが日米両政府に対して持っていた被害回復の権利の内容と根拠について

1. 米国に対する請求権  
国際法違反の不法行為による損害賠償請求権  
本件核実験当時には、核実験を禁止する国際法や条約は存在しなかった。しかしそれは、当時の国際関係が、大国間の力(武力)の競争と対立という歴史的制約の下に、人類の理性が一時的に無視される、異常な、不幸な時代であったためであった。  
しかし、その後の国連海洋法条約(昭和 37 年)の定めた公海における航行の自由の原則と、平和目的のための公海の利用目的、部分的核実験禁止条約(昭和 38 年)、大気圏内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約(昭和 38 年)、国連人間環境宣言(昭和 47 年)、環境改変技術使用禁止条約(昭和 52 年)、国際司法裁判所の勧告的意

見(平成 8 年)等々の趣旨からすれば、核実験を禁止する国際法が明文化されていないとしても、本件核実験の如き、広島原爆の 1000 倍以上の核威力を持ち、太平洋全域に死の灰を降らせ、地球的規模での環境破壊をもたらす核実験を公海で強行し、日本の漁業者やマーシャル諸島の島民等に、多大な損害を及ぼした暴挙は、国際条理上違法と判断すべき。

仮に、国際法上違法と言えないと仮定しても、本件核実験は、公海上で一方的に強行し、被災漁業者等に重大な損害を与えたものであるから、損害補償請求権が存在する。

## 2. 日本政府に対する請求権

- (1). 日米政治決着により、アメリカに対する上記不法行為による損害賠償請求権、加害行為に対する補償請求権を違法に放棄したことに対する損害賠償請求権。
- (2). 公文書(被災資料)を、故意に隠したことによる損害賠償請求権。
- (3). ビキニ核実験被災者援護法の制定等、被災者支援対策を全くせず放置した不作為損害賠償請求権。

以上